

日本国際看護学会 選挙管理委員会 規程

第1条 (目的)

本規程は、日本国際看護学会の会則第10条3項に定められた役員の選出に関し選挙管理委員会の設置、運営に必要な事項を定める。

第2条 (選挙管理)

役員選出のために選挙管理委員会（以下選管委）は次の事業を行う。

1. 選挙の公示
2. 被選挙者リスト・投票様式の作成と所定の会員ページへのアップロード
3. 会員への通知と投票呼びかけ
3. 投票の有効・無効の判定
4. 当選者の選定と受諾の確認
 - 1) 定数に達する順位の者が複数の時は、受諾交渉の順位は選管委に一任する。
 - 2) 当選者が辞退した時は、次の得票数の者を当選とする。
5. 受諾した当選者の理事長への報告

第3条 (任期)

選管委の任期は、理事長より委嘱を受けた日より、選挙が行われる年度末までとする。

附則